

平成 20 年 12 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社フォーサイド・ドット・コム  
代表者名 代表取締役社長 安嶋 幸直  
(JASDAQ・コード2330)  
問合せ先 執行役員経理部長 飯田 潔  
電話 03-5339-5211

## 株券電子化にかかる各種お手続きについて

お手持ちの当社株券は、株券電子化実施日（2009年1月5日）をもって無効となり、株主の権利は証券会社等の金融機関の口座で管理されることとなります。株券電子化は、すべての上場会社一斉に実施されますので、実施日前後は事務上の混乱も予想されます。株主としての権利（配当金の受け取りなど）を喪失することのないよう、お早めにご対応ください。

詳しくは、「日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター」のウェブサイトをご覧ください。<http://www.kessaicenter.com/>  
またよくあるご質問を下記にまとめましたのでご参照ください。

### Q1. 株券はどうなりますか。

A. 株券自体は2009年1月5日以降、無効となります。お手元にある株券は回収いたしませんので、そのまま手元にお持ちいただいても構いません。また、証券会社を通じて証券保管振替機構にお預けの場合は返却されません。

### Q2. 株主はどのような手続きが必要ですか。

A. 株券を証券保管振替機構にお預けの場合とお手元にお持ちの場合で手続きが異なります。さらにお手元にお持ちの場合、ご本人名義であるか、他人名義であるかによっても手続きが異なります。

- 1) 株券を証券会社を通じて証券保管振替機構にお預けの場合  
⇒手続きは不要です。株券電子化実施後も自由に売却が可能です。

2) 株券をお手元（自宅、貸金庫等）にお持ちの場合

⇒株主の皆様の権利確保のため、当社が口座（特別口座）を開設します。

① ご本人様名義の場合

ご本人名義で特別口座に記録されるため、株主の権利を失うことはありませんが、そのままでは市場での売却ができません。売却するためには、証券会社に口座を開設し、株式の振替手続きを行う必要があります。

② 他人名義の場合

他人名義で特別口座に記録されるため、株主の権利を失う可能性があります。当社の株主名簿管理人であるみずほ信託銀行で名義書換の手続きをとっていただく必要があります。

**Q3. 特別口座とはどのようなものですか。**

A. 「特別口座」とは、証券会社を通じて株券を「証券保管振替機構（ほふり）」に預けていない株主の皆様の権利を確保するために、当社が開設する口座です。

※お手元にある株券は、株券電子化実施前（一定期間）に売却できない場合があります。

※株券電子化後に「特別口座」では、株式の売却はできません。

※複数銘柄を所有している場合、「特別口座」も銘柄ごとになります。

※株券電子化後、「特別口座」に登録された株主様宛てにご案内状を送付する予定です。